

院内感染対策に関する取り組み

当院では、医療従事者には、患者さんの安全を確保するための不断の努力が求められると考えています。当院で定める「感染対策指針」及び「感染対策マニュアル」に則り、医療関連感染の発生を未然に防止し、発生した感染症に対しては拡大しないよう可及的速やかに制圧、終息を図るよう努めています。

1. 感染対策に関する組織

当院では、職員全員が積極的に感染対策に取り組み、対応するよう以下の組織を設置しています。これらの組織を中心として感染の予防、教育、発生時の対応を行っています。

- 「感染対策委員会」・・・病院長をはじめ院内のほぼすべての部門の代表者が参加し、感染対策に関する最終決定機関として毎月1回開催しています。
- 「感染対策室」・・・内科医師（感染制御医師）、感染対策専従看護師（感染管理認定看護師）を中心として院内で選抜された感染対策チーム（以下：ICT）と連携し院内の感染対策に対する対応、教育のため、月2回の会議、及び週1回程度の院内ラウンドを行っています。
- 「リンクドクター/リンクナース」・・・感染対策委員会内部組織として、診療部、看護部内に設置し、ICTと連携し患者さん、職員への対応、周知に努めています。

2. 職員教育

全職員対象の研修会を年2回以上実施し、さらに新人職員など職員の業務内容や知識レベルに応じて、知識の提供、情報提供、手洗いなどの実習を行っています。また学会、研究会参加者の報告や、感染に関する最新情報の提供なども随時行っています。

3. 予防策

標準予防策として、すべての患者さんに対して、感染症の有無に関わらず、血液、体液、分泌液、排泄物などを“感染性あるもの”として対応（手袋やエプロンの装着など）しています。また感染が発症した場合は、感染経路に応じて感染拡大を防止するための予防策を用います。

4. 感染症発生時の対応と報告

日常的に発生する感染症の発生状況を把握するため、厚生労働省内機関の定める診断基準に則りサーベイランス（監視・調査）を行っており、それらは感染対策委員会、感染対策室を通じて速やかに職員に周知徹底されます。さらに必要に応じて保健所など関係機関への報告を行っています。

5. 地域連携及び第三者機関評価

院内での取り組みだけでなく地域の医療機関と連携し感染対策に取り組んでおり、その内容を厚生労働省に届出し、認定されています。また、日本病院機能評価機構の施設認定の一環として、感染対策に対する体制や取り組みについて定期的に審査を受け認定されています。

平成 25 年 5 月 1 日
病院長

